

## 身内同士のお金の贈与

税理士法人タックスサポート・イトカズ那覇事務所  
税理士



いとかず ひろかず  
糸数 弘和

一般社団法人信託協会によると、2012年度税制改正で創設された教育資金一括贈与  
非課税制度（直系尊属から教育資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税）の適  
用開始から1年が経ち、今年3月までの契約件数合計は6万7073件、信託財産設定  
額合計で4476億円にのぼるそうです。

### 贈与税って何？

最近お孫さんがいらっしゃる方のところに「教育資金をあげませんか？」というお誘いが増えて  
いることをご存知でしょうか？これは昨年度税制改正により創設された「教育資金一括贈与非課税  
制度」の影響です。

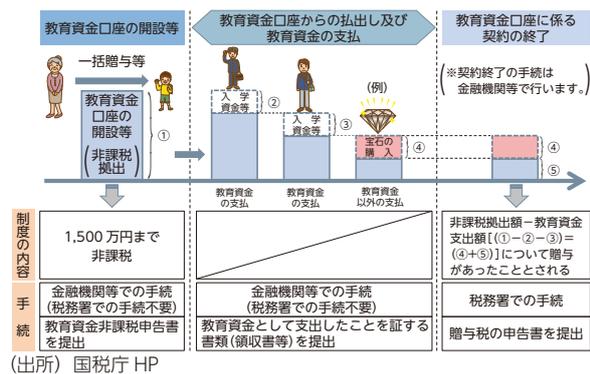
今回は贈与税を中心に親族間のお金の話をしたいと思います。税法では無償でお金を渡すことは  
「経済的な常識や原則からするとありえない」とと捉え、贈与税という税金をかけています。た  
だし結婚式のご祝儀や、子供にあげるお年玉や入学祝といった金銭のやり取りについて「通念上」  
認めるものとされ、非課税枠（現在は基礎控除として110万円）を設定しています。基礎控除も時  
代の変遷と共に増額され、2001年から現行の姿になりました。

贈与税は暦年（1月から12月）の間に一人の人間が無償で受けた金銭や経済的な権利（例えば  
保険契約の名義変更や極端に安く物を譲ってもらうなど）が対象です。もちろん扶養している親族  
への教育費の負担や先に触れたお年玉などの慣習的なものも対象外になります。

### 新しい贈与税の仕組み

昨今不景気対策のために貯金率の高い高齢者をターゲットにこの資金移動の制約について再考し  
ようという動きが出てきました。従来の贈与税の仕組みの中では、祖父母が自分の子供が健在のう  
ちはお孫さんに向けて直接金銭的な支援する場合、制約があったのです。

こうして創設されたのが「教育資金一括贈与非課税」制度です。制度の概要は以下のとおりです。



この制度の要点としては、同様の目的で創設された相続時精算課税制度をはじめとする一連の制度とは違い、①祖父母をはじめとする“あげる側”の相続税と直接連動していない、②基本的な手続は金融機関でおこない、制度利用者（子供やお孫様）自身が税務署へ申告書等を提出するのは最後の精算段階だけという特徴があります。

従来の制度の中では教育資金を祖父母が支援する場合、贈与税の基礎控除（110万円）の中で考える必要がありました。また贈与税は1年毎に申告する必要があるため、毎年確定申告の時期にお孫さん側で申告しなければなりません。今回の新しい制度ではこうした手続的な制約から改善されたこととなります。今後の税制は増税傾向がはっきりしており、教育費も上がっていきます。これらの対応策のひとつとしてご検討してみたいかがでしょうか。